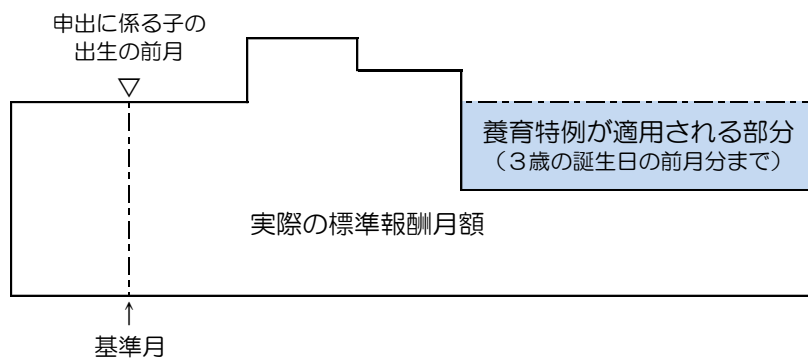


3歳未満の子を養育する期間についての 年金額計算の特例(養育特例)

制度の概要

平成 27 年 10 月から、3 歳に満たない子を養育する方で、養育期間中の標準報酬月額が養育を始めた月(子の誕生日等)の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)※と比べて下回った期間について、申出をした場合は、将来受けることになる年金額の計算に際して、従前標準報酬月額を当該養育期間の標準報酬月額とみなします。

この特例は父母双方に適用することも可能です。また、標準報酬月額が下がった理由は問いませので、標準報酬月額の定時決定、随時決定等に伴い新たに対象となることがあります。



※ 申出に係る子の養育を開始した月(子の誕生日等)の前月の標準報酬月額が基準となるため、直前の標準報酬月額が下がった場合であっても特例に該当しないことがあります。

※ 養育開始日の前月が平成 27 年 9 月までの場合は、養育を始めた月(子の誕生日等)の前月の発令給(カットされている場合はカット後の金額)に手当率(一般職:1.25、特別職:1)を乗じて得た額を標準報酬等級表に当てはめた額を従前標準報酬月額とします。なお、年金に関する標準報酬月額の上限は 620,000 円になります。

特例の適用期間

特例の適用期間は、3 歳に満たない子を養育することとなった日(出生した日等)の属する月から、子が 3 歳の誕生日を迎える前月分までです。ただし、産前産後休業・育児休業中は養育特例を受けることはできません。

手続き

制度の適用には、組合員からの申出が必要です。

『養育特例期間標準報酬月額特例申出書』及び必要書類(戸籍謄本及び世帯全員の住民票)を、所属を經由して共済組合へ提出してください。

申出日の前月までの 2 年間は、遡ってこの措置が認められます。(ただし、この制度の施行が平成 27 年 10 月 1 日のため、平成 27 年 9 月分まではこの制度が適用されることはありません。)

その他

子が死亡したとき、産前産後休業・育児休業を開始したとき等は、終了届出書の提出が必要です。(養育特例の適用事由に係る子が 3 歳に達したときは、終了届出書の提出は不要です。)

その他ご不明な点は、共済組合長期給付係又は所属担当者へお問い合わせください。